

資 料

オーストリア非訟事件手続法（２）

——その立法過程と条文試訳——

松 村 和 徳
石 川 光 晴

【目次】

1. 2003年オーストリア非訟事件手続法の立法過程
2. オーストリア非訟事件手続法条文試訳
 - 1) 第1章 総則規定（1条～79条）
 - 第1節：適用範囲及び当事者 第2節：手続 第3節：決定
 - 第4節：抗告…以上47巻2号 第5節：再抗告 第6節：変更の申立て
 - 第7節：費用賠償 第8節：裁判の実行
 - 2) 第2章 婚姻事件，親子関係事件，監護事件に関する手続（81条～142条）
 - 第1節：認知 第2節：養子縁組
 - 第2a節：養子縁組に関する外国判決の承認及び承認拒絶理由
 - 第3節：連邦大統領の認可 第4節：婚姻事件
 - 第5節：婚姻の存続に関する外国判決の承認
 - 第6節：扶養…以上47巻3号
 - 第7節：親と未成年者間の世話及び面会交流の規律
 - 第8節：世話の規律及び面会交流権に関する外国判決の承認
 - 第9節：障害者のための監護権に関する手続 第10節：保護者の財産権
 - 第11節：その他の規定
 - 3) 第3章 遺産事件手続（143条～185条）
 - 4) 第4章 公証（186条～190条）
 - 5) 第5章 任意競売（191条～198条）
 - 6) 第6章 最終規定及び経過規定（199条～208条）

第 1 章 総則規定

第 5 節：再抗告 (Revisionsrekurs)

第62条 再抗告の適法性

(1) 抗告手続の範囲において下された抗告裁判所の決定に対する再抗告は、例えば抗告裁判所が最高裁判所の判例に反すること、又は最高裁判所の判例が存在せずもしくは不統一であるということを理由として、再抗告裁判所の裁判が、法的統一性、法的安定性又は法的発展を確保するために重要な意義を有する実体法上又は手続法上の法的問題の解決に依存する場合にのみ、許される。

(2) ただし、再抗告は、次の各号に掲げる事項については、前項の規定に関わらず、許されない。

1. 費用に関する決定
2. 手続救助に関する決定
3. 手数料に関する決定

(3) 再抗告は、一第63条第3項の場合を除き一、裁判対象が金銭又は金銭的価値について総額で3万ユーロを超えない場合で、かつ抗告裁判所が第59条第1項第2号により通常再抗告 (ordentlichen Revisionsrekurs) を不適法と宣言した場合もまた、これを許さない。

(4) 本条第3項は、裁判対象が全く財産権上の性質を有しない場合は、これを適用しない。

(5) ただし、抗告裁判所が、第59条第1項第2号に基づき、通常再抗告を本条第1項により不適法である旨を言い渡した場合には、裁判対象が総額3万ユーロを超える場合又は裁判対象が

全く財産法上の性質を有していない限りで、再抗告を提起することができる (特別再抗告 (außerordentlicher Revisionsrekurs))。

*第3, 5項は、2009年改正法 (BGBl. I Nr. 52/2009) により改正されている。

第63条 許可異議 (Zulassungsvorstellung)

(1) 裁判対象が総額で3万ユーロを超えない場合で、かつ抗告裁判所が第59条第1項第2号に基づき通常再抗告を第62条第1項により不適法である旨を言い渡した場合には、当事者の一方は、通常再抗告が適法であると宣言するよう言い渡しを変更する旨の申立てを抗告裁判所に対してなすことができる (許可異議)。この申立てにおいては、一抗告裁判所の言渡しに対して一第62条第1項により通常再抗告が適法とみなされる理由を十分に明らかにしなければならない。通常再抗告は、許可異議の申立書を添付して、これをなさなければならない。

(2) 許可異議は、通常再抗告と併合して、第1審の裁判所に対して、14日以内に、これをなさなければならない。この14日間の期間は、抗告裁判所の裁判の送達をもって開始する。第65条第1項第2号及び同条第2項は、これを準用する。

(3) 抗告裁判所は、許可異議を確かなものであるとみなした場合には、決定をもってその言渡しを変更し、かつ通常再抗告が第62条第1項により適法である旨

を言い渡さなければならない。この決定は、簡潔にその理由を示さなければならない（第59条第3項後段）。

（４）抗告裁判所は、許可異議を確かなものではないとみなした場合、許可異議を通常再抗告とともに決定をもって却下しなければならない。抗告裁判所は、許可異議等を却下する場合、通常再抗告を不適法とした、維持された言渡しの理由を指摘することで十分である。この決定に対する不服申立ては、これを許さない。

（５）ただし、抗告裁判所が再抗告を適法であると宣言する場合には、抗告裁判所は、この決定を両当事者に送達しなければならない。かつこのことが予測される限りにおいて、再抗告の相手方に再抗告に対する答弁について委ねなければならない。このことは、第1審の裁判所にもこれを通知しなければならない。

* 2009年改正法（BGBl. I Nr. 52/2009）により改正されている。

第64条 破棄決定の取消し

（１）抗告裁判所が第1審の裁判所の決定を破棄し、手続の補完後に下される新たな裁判を第一審裁判所に委ねる旨の決定は、再抗告が適法である旨の言渡しを抗告裁判所がした場合にのみ、これを取り消すことができる。抗告裁判所は、第62条第1項及び同条第2項による適法性の要件が存するとみなす場合にのみ、このことを言い渡すことができる。この言渡しは、職権又は申立てに基づいてなすことができ、かつ簡潔に理由を述べなければならない。

（２）第63条はこれを適用しない。

（３）本条第1項による言渡しの場合に

において、第1審の手続は、破棄決定に法的確定力が生じた後に初めてこれを続行することができる。

第65条 再抗告の期間、形式、及び内容

（１）再抗告の期間は、14日とする。この期間は、抗告裁判所の裁判の送達をもって開始する。決定が送達されなかった記録上明らかでない当事者は、記録上明らかな当事者が再抗告を提起することができ、又は再抗告に対する答弁をなしうる時点まで、これを提起することができる。

（２）再抗告は、第1審裁判所に書面を提出して、これを提起しなければならない。再抗告は、裁判所の調書に記載してこれをするとはできない。

（３）再抗告状は、申請の一般的要件のほかに、以下の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 再抗告が対象とする決定の表示
2. 決定がどの範囲で取り消されるかについての主張の特定、取消理由についての特定した簡潔な記述及び決定の破棄又は決定の変更のいずれを申し立てているのかについての主張
3. 再抗告理由を証明できる事実の提出及び証拠方法
4. 第66条（第1項）第4号に基づく再抗告が認められる限りにおいて、簡潔に、事件の法的判断が不当であると思われる理由
5. 弁護士又は公証人の署名
6. 特別再抗告の場合は、とりわけ第62条第1項により抗告裁判所の言渡しに対する再抗告が適法であるとみなされた理由

第66条 再抗告の理由

(1) 再抗告においては、次の各号に掲げる理由のみを主張することができる。

1. 第56条、第57条第1号又は第58条の問題が存すること
2. 事件についての徹底した討議(erschöpfende Erörterung)及び基本的評価を妨げる不備が存すること
3. 抗告裁判所の決定が重要な点において第1審又は第2審の記録と矛盾する事実要件を基礎としていること
4. 抗告裁判所の決定が、事件について誤った法律上の判断に基づいていること

(2) 新たな事実及び証拠方法は、再抗告の理由を基礎づけるため又は反駁するためにのみ、これを提出することができる。

第67条 再抗告の却下

第62条第1項による要件の欠缺以外の別の理由に基づき不適法な再抗告は、第1審裁判所によって却下され、例外的に(allenfalls)、第2審裁判所によって却下されなければならない。通常再抗告が併合されている許可異議についても、このことはまた適用される。

第68条 再抗告に対する答弁

(1) 本案について下された決定に対して再抗告、又は通常再抗告に併合された許可異議が本案について下された決定に対して提起された場合で、かつ第1審の裁判所が却下の理由を見いだせなかったときは、全ての他の記録上明らかな当事者には、抗告状等の副本を送達しなければならない。これらの当事者は、14日以内

に再抗告に対する答弁を書面により提出することができる。第65条第1項第2文、第2項中段、第3項第3号ないし第6号及び第66条第2項は、これを準用する。

(2) 再抗告又は許可異議の適時性又は適法性に対する異議は、抗告によってではなく、再抗告に対する答弁においてのみこれを主張することができる。

(3) 再抗告に対する答弁についての期間は、

1. 抗告裁判所が適法とした再抗告(通常再抗告)の場合には、第1審裁判所による再抗告の副本の送達でもって開始する。
2. 通常再抗告が併合された許可異議の場合には、抗告裁判所の全ての記録上明らかな当事者に再抗告に対する答弁が委ねられている旨の抗告裁判所の通知(Mitteilung)の送達でもって開始する。
3. 特別再抗告の場合には、全ての記録上明らかな当事者に再抗告に対する答弁を委ねた旨の最高裁判所の通知が送達されたことでもって開始する。

(4) 再抗告に対する答弁書は、以下の裁判所にこれを提出しなければならない。

1. 抗告裁判所が他の記録上明らかな当事者に第63条第5項により再抗告に対する答弁書を提出することを委ねた場合には、抗告裁判所
 2. 最高裁判所が第71条第2項により再抗告に対する答弁書を提出することを記録上明らかな相手方当事者に委ねた場合には、最高裁判所
 3. その他の場合は、第1審裁判所
- (5) 再抗告に対する答弁の提出につい

ては、他の当事者には、副本の送達によって通知することができる。

第69条 最高裁判所への記録の提出

（１）通常再抗告が併合された許可異議が第１審裁判所によって却下されていない場合、第１審裁判所は、記録を提出しなければならない。

（２）第１審裁判所は、答弁書の提出後又はそのために認められた期間の経過後に予測されうる限りで、通常再抗告状を本事件に関する全ての書面を添付して、第２審裁判所に提出しなければならない。第２審裁判所は、関連する抗告裁判所の書類を添付してこれらの書類を、最高裁判所に転送しなければならない。

（３）第１審の裁判所は、通常再抗告を併合した許可異議状を、事件に関連する全ての書類を添付して、第２審の裁判所に直ちに提出しなければならない。

（４）第１審の裁判所は、全ての関連する書類を添付して、特別再抗告状を直にかつ直接に最高裁判所に提出しなければならない。

第70条 再抗告についての裁判

（１）最高裁判所は、取消しを求められた決定を再抗告の要求の範囲においてのみ、これを裁判することができる。職権で開始されうる手続においては、最高裁判所は、この要求に拘束されない。最高裁判所は、取消しを求められた決定を、取消しを求めた当事者の不利益にも、変更することができる。

（２）最高裁判所は、第64条による再抗告については、事件が裁判するに熟した場合には、事件について自判することができる。

（３）最高裁判所は、抗告裁判所の決定

が破棄されなければならないときに、第２審の手続のみを補完する必要がある場合には、事件を抗告裁判所に差し戻さなければならない。これに対して、第１審の手続が、補充が必要である場合又は職権によって顧慮すべき不備が存在する場合には、第１審裁判所の決定は、これを破棄しなければならない。かつ差し戻さなければならない。最高裁判所は、その上で、請求権に関する最終的判断について重要な法的問題（第62条第１項）に関する解決から個々の請求の基礎の詳細な審理又は詳細な算定が明らかに必要な場合には、抗告裁判所の決定を破棄し、かつ新たな裁判をするために、事件を抗告裁判所に差し戻さなければならない。

第71条 最高裁判所での手続

（１）最高裁判所は、再抗告の適法性の審査に際しては、第59条第１項第２号による抗告裁判所の言渡しに拘束されない。

（２）最高裁判所は、最初の審理に際して特別再抗告が第62条第１項の要件を欠くために却下されるべきであると認めない場合には、被抗告人に再抗告に対する答弁について自由裁量が認められていることを通知しなければならない。この通知については、第１審及び第２審の裁判所並びに再抗告人にこれを通知しなければならない（zu verständigen）。抗告裁判所は、再抗告人への通知の到達後、この手続に関する記録を最高裁判所に提出しなければならない。

（３）最高裁判所は、その裁判の正本において、当事者の陳述及び事実に関する裁判の基礎の再録を、最高裁判所の法的な説示（Rechtsausführungen）の理解に必要であるものに限定することができ

る。最高裁判所は、抗告裁判所の裁判を追認し、かつその理由づけを適切とみなす場合には、その正当性を指摘することで十分である。主張された不備又は記録の矛盾が存在しないという判断並びに特別再抗告の却下には、理由を必要としな

い。重要な法律問題に欠けることを理由とする通常再抗告の却下は、却下理由の記述に限定することができる。

(4) 抗告に対する決定は、別段の定めがない限り、第50条第1項第4項の例外を除いて、これを準用する。

第6節：変更の申立て

第72条 変更の申立ての適法性

決定の効力が、他の裁判手続を開始することによって排除することができない場合は、その決定の変更は、以下の規定に基づき、これを要求することができる。

第73条

(1) 決定の変更は、事件について裁判した決定の法的確定力が発生した後に、以下の各号に該当する場合には、これを申し立てることができる。

1. 当事者が申立ての対象となっている (vorangegangenen) 決定手続において代理されていないとき
2. 当事者が法定代理人を必要としたが、そのような代理人によって代理されなかった場合であって、訴訟行為が事後的に追認されなかったとき
3. 除斥又は忌避された裁判官又は法的監護者が裁判をしたとき
4. 民事訴訟法第530条第1項第1号ないし第5号による要件が存するとき
5. 当事者が事件について従前に下され、すでに法的確定力を有する判決を発見し、又は変更を求められた決定の基礎となる手続の当事者間で権利を創設する判決を利用することができる状況にあるとき、

又は

6. 従前の手続においてそれを提出し又は利用したならば当事者にとってより有利な裁判を引き起こしたであろう新しい事実を認識し、又は証拠方法を発見し又はこれを利用することができる状況になった場合

(2) 本条第1項第1号ないし第4号による変更理由は、変更の申立ての基礎となっている状況が既に申立ての対象となっている手続において主張することができるであろう場合又は主張に失敗した場合には、認められない。

(3) 変更理由は、本条第1項第5号及び第6号により、当事者がその過失なく裁判の法的確定力又は新たな事実又は証拠方法を申立ての対象となっている手続において主張できなかった場合に限り、認められる。

第74条 変更の申立ての期間

(1) 変更の申立ては、4週間以内にこれを提出しなければならない。

(2) この期間の計算は、以下の各号に掲げる日から計算するものとする。

1. (第73条第1項第1号及び第2号の場合には) 裁判が当事者に有効に送達された日からとする。
2. (第73条第1項第3号の場合には) 当事者が除斥事由の認識を得た日

からとする。

- 3.（第73条第1項第4号の場合には）刑事裁判所の判決又は刑事裁判所の手続の停止を言い渡した決定が法的確定力を生じた日からとする。
- 4.（第73条第1項第5号及び第6号の場合には）当事者が法的確定力を有する裁判を援用又は当事者に知られた事実及び証拠方法を提出することができた日からとする。

（３）決定の効力を排除するための変更の申立て以前に別の申立てがなされた場合又は記録上明らかでない当事者によって抗告が提起された場合には、この申立て又は抗告の却下の場合には、4週間の期間は、却下の決定の法的確定力が生じた時点で開始する。

（４）期間は、いずれの場合も、変更が求められた決定の法的確定力前には開始しない。

（５）変更の申立ては、裁判の法的確定力が発生後10年の経過後は、第73条第1項第1号及び第2号の場合においてのみ申し立てることができる。

第75条 変更の申立ての形式及び内容

（１）変更の申立ては、申請の一般的必要要件とともに以下の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 変更を求める決定の表示
2. 変更を申し立てる理由
3. 第74条による期間の遵守がなされた状況についての陳述

（２）この申立てには、他にどのような裁判がなされようとしているのかという

ことを認識させなければならない。第9条第2項及び第3項は、これを準用する。

第76条 変更の手続の管轄

（１）申立ては、第1審において判決裁判所として活動した裁判所に、これを提出しなければならない。その間に第1審における管轄が他の裁判所に移行したときは、申立ては、他の裁判所にこれを提出しなければならない。

（２）第1審裁判所は、変更を求められている決定が上級審の裁判所によって下された場合であっても、変更の申立てについては、これを裁判ししなければならない。

第77条 変更の申立てについての裁判

（１）裁判所は、変更の申立てが不適法である場合には、これを却下しなければならない。

（２）決定は、変更の理由が存在する場合、申立ての範囲において変更理由に関わる限りで、これを変更しなければならない。決定は、職権によってまた開始することができる手続においてのみ、変更を要求する当事者の不利益にこれを変更することができる。変更の申立ては、事件について申立人にとってより有利な判決が下されまいであろうと予測される場合であっても、これを却下しなければならない。

（３）法形成的決定の変更は、第三者に對しては遡及しない。

第7節：費用賠償

第78条

（１）裁判所は、本連邦法又は他の法律

上の規定において別段の定めがない限り、新たな調査をすることなく全ての状

況を注意深く考慮して、費用賠償をどの程度課することができるかを言い渡さなければならない。費用の裁判について第1審の裁判所が事件の本案の法的確定力による解決まで留保しないならば、本案を解決する決定においてこれを裁判しなければならない。

(2) 目的に合致した権利追求又は権利防御のために必要な費用は、当事者の一方が相反する利益を追求する他の当事者に対して自らの権利追求又は権利防御をもって勝訴した限りで、その者に償還されう。この費用が公正さにより、とりわけ事件の事実上又は法律上の困難さを理由に又は個々の当事者の行為により加

算された費用を理由に必要とする限りで、これを除くものとする。

(3) 民事訴訟法第43条第1項第3文に挙げられた裁判費用は、このことから賠償請求権が生じない限りにおいて、手続対象に対する負担との関係において負担分の特定が欠ける場合には、個々の当事者の行為で負担した費用の考慮の下で、これを当事者に均等に課するものとする。その他の点では、当事者はその費用を自ら負担しなければならない。

(4) 費用及びその利息の記載については、民事訴訟法の規定は、これを準用する。

第8節：裁判の実行

第79条 手続の強制手段

(1) 裁判所は、手続の進行に必要な処分について、それに従わない者に対して、職権で適切な強制手段を実施しなければならない。

(2) 強制方法としては、以下の各号が考慮される。

1. 代替可能な行為を強制するための罰金刑。その範囲及び償還に関して、執行法第359条はこれを準用する。
2. 代替不可能な行為、受忍又は不作

為の場合にのみ、1年以内の範囲で強制拘禁を科すことができる。

3. 強制拘引
4. 記録、情報物及び他の動産の検査
5. 支払の懈怠の費用及び危険に基づき代替可能な行為をなさなければならない財産管理人の任命

第80条 執行

判決は、この法律に別段の定めがない限り、執行法によってこれを執行することができる。

第2章 婚姻、親子、監護事件 (Sachwalterschaftsangelegenheiten) における手続

第1節：認知

第81条 父性の承認

(1) 裁判所は、父性の承認及びそれに関連する意見表示に関して、調書 (Niederschrift) をとらなければならない

い。

(2) 承認についての調書には、以下の事項を記載しなければならない。

1. 父性の明示的承認

２．承認された者の氏名、日付及び出生地、国籍、職業、住所及び法律上承認されている教会についての所属又は承認されている宗教団体の所属並びに可能なかぎり戸籍における記入についての指摘

３．一知れている限りにおいて一子及び母親の氏名、日付及び出生地、国籍、職業及び住所並びに可能なかぎり戸籍の記入事項の指摘

（３）裁判所は、裁判所によって公証された意見表示の正本又は裁判所に転送するために交付を認めた意見表示の正本を所轄の戸籍官庁に送付しなければならない。

（４）このことが外国法によって考慮されている限りにおいて、母性の承認についても、これを準用する。

第82条 認知手続における特別の手続規定

（１）認知請求に関する手続は、この法律に別段の定めがない限り、申立てに基づいてのみ開始される。

（２）認知請求に関する手続においては、いずれの場合も、子供、及び手続によってその親子関係が認められ（Begründen）、排斥され、又は再び認められうる者が当事者となり、かつ子供の他の親も、その者が事理弁識能力、判決を受ける能力を有し、並びに生存している限りでは、当事者となる。

（３）未成年の子供の認知に関する手続においては、未成年の子供の扶養請求権は、手続救助に関する裁判に際しては考慮されない。

* 2006年改正法（BGBl. I Nr. 8/2006）により変更されている。

第83条

（１）認知手続においては、口頭で審理しなければならない。

（２）申立ては、その要求が裁判所の裁判、とりわけ血統（Abstammung）の承認による場合と異なる方法で満たされかつ申立者がその教示後にそれに対して異議を申立てなかった限りにおいて、請求を放棄することなしに、取り消されたものとして職権でこれを宣言することができる。申立ての相手方の要求に基づき、手続が認知の不成立（Nichtabstammung）の確定に関わる場合には、裁判所は、申立人が口頭弁論に欠席したときには、その申立てを、相手方の要求に基づいて、申立ての放棄なく取り消されるものとして宣言しなければならない。この法的効果に関しては、申立人によるその召喚に際してこれを指摘しなければならない。

（３）承認に基づく和解又は裁判は、不適法である。第17条は、未成年の子供の認知の確定の利益が存在する限りでのみ、これを適用しなければならない。

（４）未成年の子供についての認知手続においては、その費用はこれを補償することができない。

（５）認知手続において、第74条第５項による期間は30年とする。事件についての裁判は、常に理由を付さなければならない。裁判によって認知が確定される場合、裁判は、第81条第２項第２号及び第３号に挙げられている事項を可能な限り記載しなければならない。

* 2009年改正法（BGBl. I Nr. 30/2009）により変更されている。

第84条 複数の申立ての取扱い

(1) 同一の子供の認知に関わる複数の手続は、可能な限りこれを併合しなければならない。かつ一つの裁判によって解決されなければならない。

(2) 認知の確定が、適用されるべき実体法によれば他の者の認知の不成立の確定を前提とする場合には、以下の各号による。

1. 第1項の手続の併合は、認知の不成立の確定に関する第1審の裁判の前に認知の確定についての申立てがなされている場合にのみ適法である。
2. 裁判所は、認知の確定を要求する当事者に対して、認知の不成立の確定についての申立てがなされなかった場合にもまた、法的状況について教示しなければならない。かつ必要であれば、手続は最長で2年間これを中断しなければならない。
3. 認知の確定を言い渡した決定は、認知の不成立を言い渡した決定に法的確定力が生じる前には、効力を生じない。

(3) 複数の者が同一の子供に対して認知の確定を請求する場合で、かつ適用されるべき実体法によりそれらの者の一人による認知のみが確定される場合には、裁判所は、一人についての認知の確定についての決定を、他の者の認知の確定を求める申立てを棄却する決定とともにこれを行う。申立ての棄却についての決定は、確定に関する決定とともに、上訴及び変更の申立てでのみ争うことができ、かつ法的確定力を有する。

第85条 協力義務

(1) 両当事者及び手続の諸結果により事実関係の解明に貢献しうる全ての関係人は、認知の確定のために必要である限りにおいて、裁判所によって任命された鑑定人による鑑定に際して、とくに必要な組織検査、体液検査及び血液検査に協力しなければならない。

(2) 協力義務は、それが生活及び健康に対する重篤又は継続的な危険と結びつくであろう限りでは、存しない。裁判所は、鑑定を開始する前に、協力を要請された関係人にその拒否理由に関して教示しなければならない。かつその説明(Äußerung)を要求しなければならない。協力の拒否は、独立して取消しができる決定をもってこれを裁判しなければならない。拒否が適正に認められる場合には、挙げられた危険と結びつかない認知の調査方法を命じなければならない。

(3) 裁判所は、身体的不可侵性が侵害されないような方法で組織検査を得るために、必要な場合には、強制的な引致(zwangswise Vorführung)及び適切な直接強制の適用を命じなければならない。その際、公的保証機関は、救助の給付を義務づけられる。引致及び強制的費用は、協力義務を負う者が、これを補償しなければならない。

(4) 裁判所は、必要な証拠が既存の条文によれば提出ができず、かつ特別の法律上の規定の妨げとならない限りにおいて、全ての者から必要な組織検査、体液検査及び血液検査の提出を、たとえその者が既に死亡した場合でも、第1項に掲げた者に要求することができる。

第2節：養子縁組

第86条 同意の意思表示

(1) 養子縁組に関する同意についての

意思表示は、本人自ら裁判所の面前でなさなければならない。このことが著しく困難又は著しい費用をとまなう場合又は裁判上の手続がまだ開始されていない場合には、この同意は、公の証書又は公の認証を経た証書（*öffentlicher oder öffentlich beglaubigter Urkunde*）において表明することができる。

（２）公の証書又は公の認証を経た証書における同意に関する意思表示をなす代理権の授与は、これを適法とする。

（３）本条第１項による同意の意思表示及び本条第２項による代理権は、養子と養親を特定してこれを表示しなければならない。養親の名前、住所の報告及び承認決定の送達を放棄する場合（第88条第１項）は、養親の表示はこれを行わない。

（４）本条第１項により書面による意思表示又は本条第２項による代理権においてそのような放棄をなす場合には、そのために公の証書を必要とする。そのような放棄を含む同意の意思表示は、裁判所の面前で本人自らこれを行うことができる。その際、放棄者に対しては、その意思表示の効果についてこれを教示しなければならない。

第87条

（１）同意は、第１審の裁判（第40条）までに書面又は裁判所の面前でこれを撤回することができる。

（２）同意の意思表示の撤回は、養子の許可に関する手続が既に係属している場合には、裁判所にこれを申し立てなければならない。同意が養子縁組の仲介所でなされた場合又はその仲介所に委ねられた場合には、撤回は、仲介所に対して、またこれを意思表示することができる。この仲介所は、裁判所に撤回の遅滞

ない転送を義務づけられる。

（３）同意の意思表示は、その意思表示が撤回されなかった限りで有効であり、かつ継続する手続においてもまた基礎として用いることができる。

第88条 匿名養子縁組

（１）契約当事者は、一致した申立てによって、成年福祉事業者を除いて、同意権限者及び審問権者の全て又は各々が養親の名前、住所の通知、及び意思表示の許可決定（*Bewilligungsbeschlusses*）の送達を放棄することを条件に、未成年の養子の許可をすることができる。

（２）放棄者の要求に基づき、放棄者に対して、養親の人的及び経済的な関係一般は、これを述べなければならない。

（３）放棄者に送達される決定の正本は、養親の名前及び住所の指摘を含む必要はない。

（４）申立ては、本条第１項による条件が成就しない場合には、これを却下しなければならない。

第89条 許可

（１）許可決定書は、第39条の記載事項の他、以下の事項を記載しなければならない。

1. 養子縁組の許可についての言渡し
2. 養子と血の繋がった両親の一方に対する養子の法的関係の消滅及びこの消滅が有効になった時点についての言い渡し。ただし、この消滅に関する同意がある場合に限る。
3. 養親及び養子の名前と名字、誕生日、出生地、国籍、法律上承認された教会又は宗教団体の所属並びに戸籍における登記事項についての指摘

4. 養子の効力発生日
 5. 申立てに基づく外国の戸籍を掌轄する官庁による養子縁組の完全な登録のために必要であるその他の記載事項
- (2) 国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約 (BGBl. III Nr. 145/1999) の適用領域においては、決定書においてこの条約の規定により養子が成立し、とくに養子手続の係属に関していつ及び誰によって中央官庁の同意が付されたのかについての証明書もまたこれを記載しなければならない。裁判所は、この目的のために州政府の管轄官署の意見を求めなければならない。

* 2013年改正法 (BGBl. I Nr. 15/2013) により変更されている。

第90条 特別手続規定

- (1) 未成年の子の養子の許可の前に、以下の者は、これを審問しなければならない。

第2a節：養子縁組に関する外国判決の承認及び承認拒絶理由

第91a条

- (1) 養子縁組についての外国判決は、オーストリアにおいて外国判決に法的確定力が生じ、かつ承認の拒絶理由が存在しない場合に、これを承認する。承認は、特別の手続を必要とすることなく、前提問題として独立して判決を下すことができる。
- (2) 裁判の承認は、以下の各号に掲げる場合には、これを拒絶しなければならない。
1. 承認が子の福祉又はオーストリアの法秩序その他の基本的価値（公序）に明白に反する場合

1. 第105条の準用に基づく未成年の子及び
 2. 成年福祉事業者
- (2) 養子縁組の手続においては、変更の申立ては、不適法であり、かつ費用は補償されない。第104条は、これを準用する。
- (3) 裁判所は、養子が未成年の養子の福祉に合致するかどうかを適切な方法で調査しなければならない。この目的のために、裁判所は、刑罰登録簿から養親に関する情報もまた入手しなければならないし、かつ必要な場合には、その養親の密接な家族的環境にいる者についての情報を入手しなければならない。

* 2009年改正法 (BGBl. I Nr. 75/2009) により変更されている。

第91条

- 養子縁組を取り消す場合には、第88条及び第90条第2項は、これを準用する。

2. 当事者の一方の法的審問権が保障されなかった場合。ただし、当事者がその裁判に明示的に同意した場合を除く。
 3. この裁判が、オーストリアの判決又はかつてオーストリアにおける承認要件を満たしたとする裁判と一致していない場合
 4. オーストリア法の適用に際して承認する機関が、国際法上、管轄権を有していないであろう場合
- (3) 承認は、いつでも、準拠法によればその同意権が保障されていない者の申立てに基づき、とりわけその者が判決国

家の手続に関与することが不可能であることを理由として、これを拒絶することができる。

第91b 条 承認の手続

（１）独立した手続における裁判の承認は、そのことに關して法的利益を有する者がこれを申し立てることができる。

（２）申立てには、裁判の正本及び判決国の法によつたその法的確定力の証明書添付しなければならない。承認を申立てられなかった当事者が、判決国の手続に参加しなかった場合は、この点について手続へその当事者の関与に用いられる書面の送達証明、又は当事者が外国の裁判に明確に承諾していることを明らかにする文書を提出しなければならない。

（３）裁判所は、養親及び養子を手続に関与させなければならない。ただし、養子縁組に関する外国の手続に関与した者は除く。

（４）抗告が第１審の裁判に対してなさ

れている場合は、抗告及び抗告に対する答弁の期間は、１か月とする。承認を申立てなかった当事者の居所が外国に存在するときにかつ、抗告又は抗告の答弁が手続に参加する最初の機会であるときには、この者に対する抗告又は抗告に対する答弁の期間は、２か月とする。

第91c 条 承認拒絶の申立て

第91条 a 及び第91条 b は、養子縁組に関する外国裁判の承認拒絶が主張されている申立てにこれを準用する。

第91d 条 国際法の優先

第91条 a から第91条 c までの規定は、国際法上異なる定めがある場合には、これを適用しない。

** 第91 a ～ 91 d 条は、2009年改正法 (BGBl. I Nr. 75/2009) により変更されている。*

第3 節：連邦大統領による認可

第92条

（１）各両親又は子供は、連邦大統領の決定による認可を申請することができる。子供が未成年である場合、申立てには、監護裁判所の承認を必要とする。

（２）裁判所は、子供及び両親の生活関係、両親と子供間の関係並びに婚姻契約の締結がなされない理由を調査しなければならない。申立てに対して意見を述べ、かつ、連邦司法大臣に直接このことを提出しなければならない。申請の認可に対して大臣が疑義を見いださない場合、連邦司法大臣は、連邦大統領に子供の嫡出宣告を提案しなければならない。連邦司法大臣及び連邦大統領は、裁判所

に証拠調べの補充を要求することができる。

（３）連邦大統領の決定は、大統領が署名した日に効力を生じる。裁判所は、嫡出宣告 (Ehelicherklärung) を当事者に通知しなければならない。

（４）未成年の子の認可についての手続においては、費用賠償は行われない。

** 2013年改正法 (BGBl. I Nr. 15/2013) により、2003年改正法は廃棄された。*

第4節：婚姻事件

第93条 特別手続規定

(1) 協議離婚，一方の配偶者の所得における他の配偶者の協力による清算並びに婚姻による使用財産及び婚姻の貯金の分配に関して（婚姻事件）は，両当事者は，弁護士によってのみ代理させることができる。同一の弁護士による双方代理は，これを不適法とする。

(2) 協議離婚についての手続においては，夫婦のみが当事者となる。

(3) 債権者は，婚姻法第98条による手続への参加を，可能なかぎり，第1審の裁判の送達ではじめてなすことができる。

第94条

(1) 婚姻事件においては，口頭で弁論を行うものとする。

(2) 協議離婚についての手続において，申立人が口頭弁論に欠席した場合，申立ては，職権によってこれを取り下げたものと宣言することができる。

(3) 各配偶者は，離婚決定の法的確定力の発生まで，協議離婚の申立てを取り下げることができる。申立ての取下げは，すでに下された離婚決定を無効とする結果となる。このことは，第1審の裁判所が，決定をもって確定させなければならない。配偶者の一方が離婚の決定の法的確定力の発生する前に死亡した場合もまた同様とする。

第95条 離婚の効果の規律

(1) 裁判所は，協議離婚に関する手続において，当事者の一方が弁護士によって代理されていない場合で，かつその当事者が社会保険法上の効果及び信用に関

する責任についての言い渡しの要件を含む離婚の効果全てに関するいかなる助言も要求しない場合には，相応する助言の要請を指摘し，かつ一般にこれらの効果について不十分な認識によって発生する不利益について指摘しなければならない。当事者は，助言を求める機会を与えられなければならない。このことを理由とする新たな期日の延長は，許されない。裁判所は，次の弁論期日を可能な限り6週間以内に定めなければならない。

(1a) 当事者は，裁判所での離婚効果の規律の締結又は提出の前に，離婚の結果として生じる未成年の子供の特別の必要性について適切な者又は適切な施設(Einrichtung)の下で助言を受けたことを証明しなければならない。

(2) 裁判所は，夫婦が離婚の効果について規律した合意を提出しない場合，そのような合意を締結することを夫婦に指導しなければならない。離婚の効果についての合意が書面になされていない限りで，離婚の申立ての取下げの放棄又は離婚の決定に対する不服申立ての放棄は無効である。

(3) 裁判所は，配偶者の一方が離婚によって明白に法律上の健康保険の保護を失う場合には，保護を失う配偶者に同意しかつその社会保険番号を報告する限りにおいて，法的確定力の発生した後，オーストリアの社会保険者の主要団体を通して所轄の健康保険者(Krankenversicherungsträger)に通知しなければならない。この通知には，配偶者の姓名，誕生日，住所並びに社会保険番号を含まなければならない。保険者は，配偶者に

婚姻の解消の社会保険法上の情報及び保険保護の継続の可能性を伝えなければならない。

＊2013年改正法（BGBl. I Nr. 15/2013）により変更されている。

第96条 離婚を求める決定

（１）離婚の決定書は、以下の事項を記載しなければならない。

1. 配偶者の姓名、誕生日、誕生地、国籍、職業及び住所
2. 婚姻締結の日付及び婚姻の締結された官庁、婚姻簿へのこの点に関する登録の指摘を含む
3. 当事者の一方の申立てに基づいて

外国戸籍官庁による離婚の完全な記録のために必要なその他の申請（２）決定は、理由を付さなければならない。

（３）離婚の主文（Scheidungsanspruch）は、婚姻の法的確定力の発生をもって婚姻が解消したことの効力を有する。

（４）婚姻当事者が婚姻法第98条による言渡しを申し立てた場合には、その言渡しは、可能な限り離婚の決定とともになさなければならない。

（５）離婚についての決定の正本は、申立てに基づいて両当事者に理由付けなくかつ第４項による言渡しなしにこれを発行しなければならない。

第５節：婚姻の存続に関する外国判決の承認

第97条 承認及び拒絶理由

（１）婚姻を解消しないままでの別居、離婚又は婚姻の無効宣言並びに婚姻の存在又は不存在の確定についての外国判決は、オーストリアにおいては外国判決が法的確定力を有し、承認の拒絶についての理由が存在しない場合に承認される。承認は、特別の手続を必要とすることなく、前提問題として独立してこれを判決することができる。

（２）判決の承認は、以下の各号の場合には、これを拒絶しなければならない。

1. 判決がオーストリアの法秩序の基本的価値（公序）に明らかに反するとき
2. 婚姻当事者の一方の法的審問請求権が保障されない場合。ただし、当事者が判決を明示的に承認している場合は、この限りでない。
3. 当該裁判が、関連する婚姻の別居、離婚、無効を宣言し又は婚姻

の存在又は不存在を確定したオーストリアの裁判又はオーストリアにおける承認についての諸要件をかつて満たした裁判と一致しない場合

4. オーストリア法を適用すれば、承認した官庁が国際的に管轄権を有していないであろう場合

第98条 承認の手続

（１）独立した手続における裁判の承認を申し立てることができるのは、その点に関して法律上の利益を有する者である。検察官は、婚姻法の第21条ないし第25条と比較可能な無効理由に基づく場合には、申立権を有する。

（２）申立てには、裁判の正本及び判決国の法によったその法的確定力の証明書添付しなければならない。判決国への手続へ申立ての相手方が応訴をしなかった事例においては、手続開始の書面の送

達証明又は懈怠した当事者が外国裁判について明白に承諾したことを明らかにする文書を提出しなければならない。

(3) 裁判所は、申立ての相手方を裁判の送達によって初めてまた呼び出す(einbeziehen)ことができる。

(4) 第1審の判決に対して抗告がなされる場合は、抗告及び抗告の答弁のための期間は、これを1か月とする。申立ての相手方の居所が外国にある場合でかつ抗告又は抗告の答弁が手続に参加する最初の機会である場合には、この者に対する抗告又は抗告の答弁のための期間は、

これを2か月とする。

第99条 承認拒絶を求める申立て

第97条及び第98条は、婚姻の存在についての外国裁判の承認拒絶にともなう申立てについて、これを準用する。

第100条 国際法の優先

第97条ないし第99条は、国際法により又はヨーロッパ連合の法的文書において別段の定めがある限りにおいては、これを適用しない。

第6節：扶養

第101条 特別手続規定

(1) 当事者は、金銭又は金銭的価値でその訴額が5000ユーロを超える、子とその両親との間の扶養請求権に関する手続においては、弁護士によってのみこれを代理することができる。

(2) 費用賠償は未成年の子の扶養請求権に関する手続においては、これを行わない。

(3) 扶養請求権が認知手続の結果に依存する場合には、扶養の申立ては、遅くとも認知手続の開始を目的とした申立てが裁判所に提出されたときと同時に提出された場合に、これをなすことができる。扶養の申立てに関しては、認知手続の法的確定力を持った終了前にこれを裁判することはできない。

(4) まだ履行されていない扶養の給付義務は、当該扶養義務が既に侵害されていたか、又は侵害されるおそれがある場合に許される。

(5) 未成年の法定扶養の査定、実行及び取戻しに関する手続においては、法律扶助に関する裁判の際に、未成年の子の

扶養請求権はこれを考慮しない。

* 2013年改正法 (BGBl. I Nr. 15/2013) により変更されている。

第102条 情報提供義務

(1) 直系の血族関係にある者の間での法定扶養に関する裁判にとって重要である者は、裁判所にこれに関する情報を提供し、かつその情報の正確さについての審理をできるようにしなければならない。

(2) 裁判所は、考慮されている社会保険の保険業者及び他の社会給付を保障する機関に、その収入が直系の血族関係にある者の間の法定扶養に関する裁判にとって重要である者の雇用関係、保険関係又は収入に関する情報を要求することができる。第1項による義務に従わない場合には、その者の雇用者にもまた情報を求めることができる。扶養義務が所与の理由から確定されるが、扶養額の上限について他の方法で確定できない場合には、裁判所は、税務署に情報を要求する

ことができる。

（３）第１項及び第２項第１文及び第２文による情報の要求は、非保護者による法定代理人としての青少年福祉事業取扱者にもまた帰属する。

（４）情報の要求は、迅速に完全にかつ追従可能な回答が可能のように形成されなければならない。要求を受けた者は、情報を与える義務を貫く。

** 2013年改正法 (BGBl. I Nr. 15/2013)*

により変更されている。

第103条

裁判所は、情報義務がある者がその義務を重過失によって履行しなかった場合には、その者に対して裁量によって補充的な手続費用の賠償を義務づけることができる。情報提供義務者は、情報を要求された場合においてこのことを指摘されなければならない。